

## 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

### 1 量の見込みについて

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することとされています。その計画の中では、各年度の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容を定めることとなっています。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況と利用希望等をふまえて作成する必要があります。

そこで、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対するニーズ調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

- 【要点】
- ①量の見込みを推計すること
  - ②その量に対する提供体制の確保の内容及び実施時期を定めること

## 2 「量の見込み」を算出する項目（全国共通）

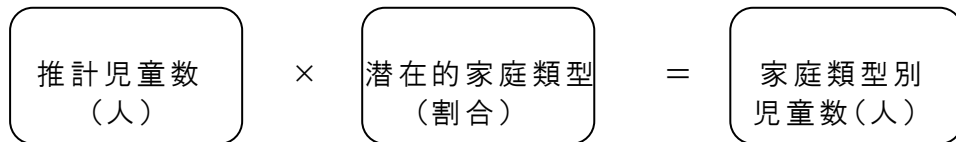
次の事業については、全国共通で、子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行います。

対象事業			対象児童年齢
教育・保育	1	教育標準時間認定(幼稚園・認定こども園) =1号認定	3～5歳
	2	保育認定①(幼稚園) =2号認定	3～5歳
		保育認定②(保育所・認定こども園) =2号認定	3～5歳
3	保育認定③ (保育所・認定こども園+地域型保育) =3号認定	0歳、 1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	1	時間外保育事業(延長保育)	0～5歳
	2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～3年生、4～6年生
	3	子育て短期支援事業(ショートステイ等)	0～18歳
	4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	0～2歳
	5	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他(保育園等)	3～5歳
			0～5歳
	6	病児保育事業	0～5歳、1～6年生
	7	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)	0～5歳、1～3年生
4～6年生			
8	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生	

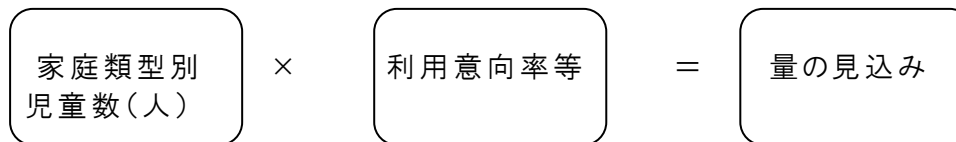
※ 地域子ども・子育て支援事業 13 事業の中で、ニーズ調査結果を活用して算出する事業は 8 事業。乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦健康診査事業の 3 事業はニーズ調査結果によらずに推計します。残り 2 事業は量の見込みを算出しない事業です。

### 3 量の見込みの算出方法について

量の見込みの算出にあたっては、内閣府から平成 26 年 1 月に「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」が示されており、保護者に対する利用希望把握調査等の結果から、就労状況や希望等を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて、家庭類型別児童数を算出した上で、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。



アンケート結果から算出



アンケート結果から算出

#### ◎ 潜在的な家庭類型の分類

家庭類型は、保護者の就労状況に応じ、次の 8 つのタイプに分かれます。

家庭類型	就労状況等
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上あるいは月下限時間～120 時間の一部）※
タイプ C'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満あるいは月下限時間～120 時間の一部）※
タイプ D	専業主婦(夫)
タイプ E	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が 月 120 時間以上あるいは月下限時間～120 時間の一部）※
タイプ E'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが 月下限時間未満あるいは月下限時間～120 時間の一部）※
タイプ F	無業×無業

※ 保育の必要性の認定の対象となる就労時間の下限時間は、月 48 時間～64 時間の間で市町村が定めることとなっている。

◎各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型

事業種別		算出の対象となる 家庭類型	
時間外保育事業		共働き家庭等 (タイプ A・B・C・E)	
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業		全家庭	
地域子育て支援拠点事業		全家庭	
一時預かり事業	幼稚園 在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就 労時間短家族 (タイプ C'・D'・E'・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが、幼稚園 利用のみの家庭 (タイプ A・B・C・E)
	在園児対象型を除く		全家庭
病児保育事業		共働き家庭等 (タイプ A・B・C・E)	
子育て援助活動支 援事業	就学前	全家庭	
	就学後	全家庭	

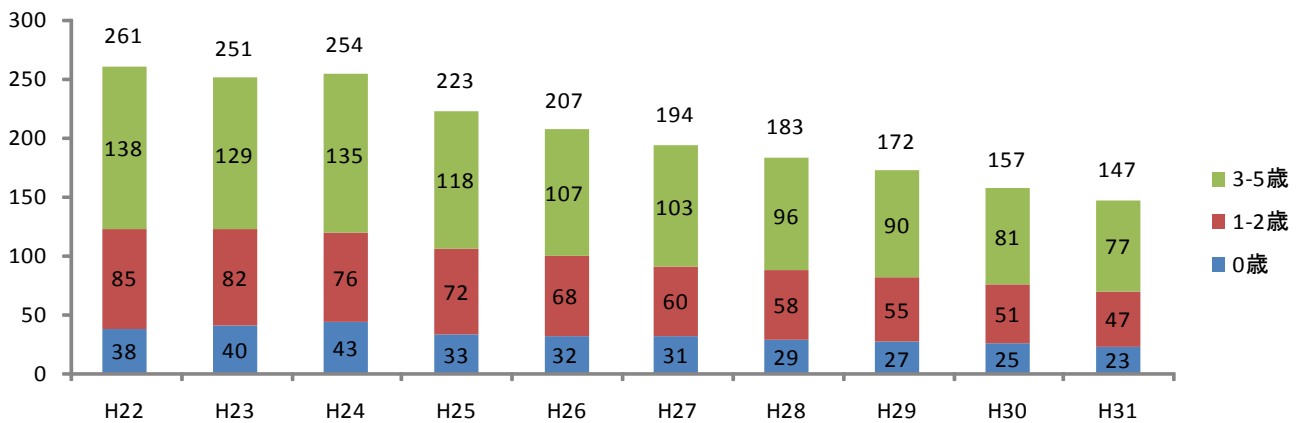
◎ 計画期間の児童数の推計

国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成 22 年から平成 25 年の 1 歳年齢ごと男女別人口を基に、コーホート変化率法にて推計した結果は次のとおりです。

夕張市

	実績				推計						伸び率 (H25-H31)
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	38	40	43	33	32	31	29	27	25	23	-30.3%
1歳	45	38	38	38	31	30	29	27	25	23	-39.5%
2歳	40	44	38	34	37	30	29	28	26	24	-29.4%
3歳	51	41	45	37	34	38	31	30	29	27	-27.0%
4歳	45	49	41	40	35	32	35	28	27	26	-35.0%
5歳	42	39	49	41	38	33	30	32	25	24	-41.5%
6歳	39	43	38	43	40	37	32	29	30	23	-46.5%
7歳	45	39	43	37	43	40	37	32	29	30	-18.9%
8歳	43	45	39	39	36	42	39	36	31	28	-28.2%
9歳	44	43	44	38	39	36	42	39	36	31	-18.4%
10歳	70	45	43	42	38	39	36	42	39	36	-14.3%
11歳	54	69	45	41	42	38	39	36	42	39	-4.9%

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H25-H31)
0歳	38	40	43	33	32	31	29	27	25	23	-30.3%
1-2歳	85	82	76	72	68	60	58	55	51	47	-34.7%
3-5歳	138	129	135	118	107	103	96	90	81	77	-34.7%
小計	261	251	254	223	207	194	183	172	157	147	-34.1%
6-8歳	127	127	120	119	119	119	108	97	90	81	-31.9%
9-11歳	168	157	132	121	119	113	117	117	117	106	-12.4%
合計	556	535	506	463	445	426	408	386	364	334	-27.9%



## 4 基本的な考え方と検討の視点

### (1) 国の手引きに基づいた量の見込みの特性

国の手引きに基づいた量の見込みニーズ量には、推計結果が、次のような特性で実際の利用状況と大きく隔たる可能性があります。

- ニーズ調査では、保護者が希望する事業の利用開始時期（年齢）が把握できないため、実態にあった利用意向率が得られない。

例えば、0歳児保護者の保育所希望の場合、実際は3歳からの保育希望であっても、すべて0歳児保育の希望(3号認定)として計上されるなど。

- 希望する事業は、すべてニーズ量に計上されるため、ニーズ量が大きくなりやすい。

例えば、保育所に入所し、かつ、他の不定期事業を複数利用するといった、実際の利用以上のニーズ量が推計されるなど。

### (2) 量の見込みの補正及び夕張市の独自の算定

ニーズ量の見込みは、原則、国の手引きに基づき算出した結果を量の見込み（暫定値）としているが、上記特性を考慮し、過去の実績と比較して極端な差異の場合、見込み量の補正あるいは、夕張市で独自の算定設定を行う必要があるため、次の視点から検討が必要です。

- 過去の利用状況と比較して多過ぎる、あるいは少な過ぎる見込みになっていないか。

- ニーズ量の見込みの補正方法や独自の算定設定の考え方は適切か

- 確保方策の検討にあたり留意すべき視点はありますか

以上の視点を検討し、次回子ども・子育て会議に市としての量の見込み（案）を提案します。